

令和 4 年 5 月 25 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16H03570

研究課題名（和文）グローバル化時代における海洋生物資源法の再構築 国際・国内法政策の連関の視点から

研究課題名（英文）Reappraisal of Japan's fisheries law and policy in the global era: From the viewpoint of the compatibility between international law and national law and policy

研究代表者

児矢野 マリ（KOYANO, Mari）

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90212753

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,580,000円

研究成果の概要（和文）： グローバル化時代の持続可能な漁業を推進するため、国際と国内の法政策間の連関に着目して、日本の漁業法政策について評価し、同定された課題につき要因を探り対応策を提示した。学際的視点に立つ3つの基準 国際義務の遵守・それへの貢献、条約目的との適合性・その実現への貢献、国際的な理念（生態系に配慮した持続可能な漁業）との適合性・その実現への貢献 で、国際規範と国内法政策の整合性を分析した。漁業資源の保全・管理とIUU漁業の規制につき、予防的/生態系アプローチ等多様なテーマを扱い、漁業法改正を含む日本の水産改革の動向も踏まえた。法の適用・解釈や改正、行政措置、関係者間の関係等、多角的に対応策を提案した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、国際と国内間の法政策の連関という視点で、漁業に関する国際法制度の日本による受容の現状と課題を解明し、この分野の国際法制度の発展への日本の関与のあり方を示し、日本の法政策の抱える課題とそれへの対処策を探ることを通じて、この分野における地球規模の法秩序の再構築過程の一端の解明を導くと共に、持続可能な発展を理念とする国際法の発展プロセスに係る研究を深化させ、さらに、国内では今後の対応への示唆を与え、海外には日本のプラクティスを発信する。このような研究は、先行研究に乏しい中での学術的価値に加え、グローバル化時代における持続可能な漁業の推進において実践的な社会的貢献も期待できよう。

研究成果の概要（英文）： The study evaluated Japan's contemporary fisheries law and policy in the context of global governance for sustainable fisheries and made some suggestions on how to handle various difficulties identified. It focused on the conservation and management of resources and the regulation of IUU fishing. The compatibility was assessed between Japan's practice and the principle of sustainable fisheries at three levels that incorporate an interdisciplinary perspective. They included: contribution to achieving the internationally established principle of sustainable fisheries with consideration of ecosystems; compatibility with the object and purpose of each of the relevant treaties; and compliance with treaty obligations. Some structural problems were identified in Japan's practice. Suggestions were made for overcoming them from various angles, such as the interpretation and application of treaties or laws, amendment of laws, administrative measures, relationships between stakeholders, etc.

研究分野：国際法、漁業法政策

キーワード：持続可能な漁業 海洋生物資源の保存と利用 漁業資源の管理 IUU漁業の規制 国際法と国内法の関係
国際法 漁業法政策 環境法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

海洋生物資源の利用と保存をめぐる国際法（国家を法的に拘束する条約及び国際慣習法、国際組織の宣言などのソフト・ロー）は、ダイナミックに展開している。その背後にあるのは、海洋生物資源の有限性とその多面的な公共的価値の認識、また海洋生態系の観念である。そして、夥しい数の関連条約-国連海洋法条約（UNCLOS）、漁業に関する多数の条約、海洋生物種・生物多様性・生態系の保全に関わる条約（生物多様性条約、ワシントン条約など）-や、国連・その他の国際機関の宣言・指針（環境と開発に関するリオ宣言とアジェンダ 21、SDGs、FAO 採択の責任ある漁業のための行動規範など）においては、持続可能な資源の利用、予防的アプローチ、生物多様性の保全、遺伝資源から生ずる利益の衡平な配分など、新たな理念・原則や配慮が明示的に組み込まれている。

その一方で、日本の漁業をめぐる状況は、国内外でますます厳しくなりつつある。現在、一部の例外を除いて、国内の総生産量と主要魚種の生産量の減少傾向、漁業就業者の減少と高齢化は深刻である。また、国際的な場面においても、日本の漁業法・政策に対する国際的な批判や、それを受けた国際的措置が目立っている。例えば、太平洋クロマグロ（歴史的に日本が大量に漁獲し推定資源量が激減）や、ウナギ類（日本が大量消費し絶滅のリスクが懸念）をめぐる条約機関の対応、日本を被告とする2つの国際裁判、とくに「南極海捕鯨事件」国際司法裁判所判決（2014年）における日本の敗訴などである。

日本は、漁業及び魚食大国であり、かつ海洋立国をめざす国（海洋基本法）として、国際法の発展プロセスへの積極的な参画を期待されている。けれども以上の状況は、日本の漁業関連法・政策は、「生態系に配慮した持続可能な漁業」（国際的に確立した漁業に関する基本原則）の実現という観点からは、構造的な問題があるのではないかと、という疑問を抱かせる。これは、海洋生物資源の利用と保存に関する国際法のダイナミックな展開を、日本の国内法・政策が十分に受けとめているのか、という法学・政治学に関わる問いである。

2. 研究の目的

本研究は、グローバル化時代における持続可能な漁業を推進するため、海洋先進国かつ漁業・魚食大国の日本に焦点を当て、海洋生物資源の利用と保存に関する国際と国内の法政策間の相互作用について、法学と政治学が協働して学際的に実証分析を行い、その全体像、特徴と課題を明らかにする。そして、このようにして国際と国内の法政策間の有機的な相互関連の確保を追求することにより、海洋生物資源をめぐるグローバルな法秩序の再編成を理論的に主導し、実務面での示唆も含めた将来展望を描くことを目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、実証的な先行研究が乏しいなかで、国際法学、行政法学・環境法学、行政学、国際政治学の研究者が結集し、複合的な視点・アプローチにより緻密な実証分析を行い、その結果の理論的な統合を図った。従来日本では、法学と政治学、また国際法学と国内実定法学との間では、現実の社会問題の解決に向けた積極的な対話は、ごく一部の分野を除いて余り盛んではない。さらに、日本では漁業法に関する先行研究も水産庁関係者以外による先行研究が乏しく、国内法の研究者（行政法・民法）の参加による法学を交えた学際的な学術的議論は殆どなかった。本研究はこの研究状況を打破すべく、法学及び政治学の視点及び方法・アプローチを有効に組み合わせ、規範論及び実態論からテーマに迫った。

具体的には、2つのリサーチクエスション—①現行の日本の漁業関連法・政策は、「生態系に配慮した持続可能な漁業」を実現するための国際規範（漁業条約（漁業資源管理、IUU（違法・無規制・無報告）漁業の規制等に関する）・自然保全条約を含む関連条約、FAO「責任ある漁業の行動規範」等の非拘束的な政府間合意、国際漁業認証（MSC）を含むプライベートレジーム）及びその発展動向と適合するか（実質的 and/or 法的な「ズレ」の有無）、②消極的に評価された or 消極的に評価された面がある場合に、それはいかにして克服されるか—に答えることをめざした。そこでは、日本の漁業関連法・政策のあり方、及び、そこにおける漁業分野の国際規範及びその発展動向の受けとめ方（実態も含む。）を整理して、 α ）生態系に配慮した持続可能な漁業という理念の実現への貢献、 β ）個別条約の目的との適合性又はその実現への貢献、 γ ）個別条約に基づく義務及び条約機関の採択した法的拘束力のある保存管理措置の遵守又はそれへの貢献を基準に、その「適切さ」の評価を行った。そして、その評価結果を踏まえて、適宜、現状を打開するための方途を探った。

そこでは、メンバーが分担して主に以下のテーマを扱った。すなわち、漁業資源の適正な管理のための「予防的アプローチ」（precautionary approach）及び「生態系アプローチ」（ecosystem approach）、IUU（違法・無規制・無報告）漁業の規制といった、国際的に近年注目されている概念や規律領域に加えて、捕鯨問題、日本と隣国（韓国・中国・ロシア）間の二国間漁業協定、国

際漁業認証等も含む。さらに、研究期間中に実施された漁業法の改正を含む日本の水産改革の動向もフォローアップし、可能な範囲でその成果と課題についても検討を行った。

なお、研究の遂行に当たっては、科学・技術の知見及び実務や現場の実態に関する理解を深めるため、国内外の外部の専門家（水産科学研究者、漁業ガバナンス論の研究者、関連分野の法学・政治学研究者等）や実務担当者（水産庁行政実務担当者、漁協職員、漁業者等）を招いたセミナーや、関係機関（水産庁、都道府県自治体、漁協、関連企業、NGO等）のヒヤリング調査なども頻繁に行った。加えて、条約機関（NPFC：北太平洋漁業委員会、WCPFC：中西部太平洋マグロ類委員会、ICCAT：大西洋マグロ類保存委員会等）も含めて国内外の関係機関の会議における参与観察も頻繁に行い、そこで得た「生の」研究資料や知見を踏まえて、可能な範囲で国際法の発展に関する「生の」情報入手と分析に努めた。これを通じて、精度の高い実証分析を行い、学術及び実践の両面において有意義な成果を創出することをめざした。

4. 研究成果

(1) 研究成果の概要

本研究の射程は広くその研究成果は多岐にわたるが、リサーチクエストに応答する形で整理すると、以下の通りである。

① 日本による国際規範の受けとめに関する評価： 現行の日本の漁業関連法・政策は、「生態系に配慮した持続可能な漁業」を実現するための国際規範及びその発展動向と適合するか（実質的 and/or 法的な「ズレ」の有無）、という問いに関しては、全体として以下のような知見を得られた。すなわち、第1に、日本による国際法の受けとめは、上記γ）（個別条約に基づく義務及び条約機関の採択した法的拘束力のある保存管理措置の遵守又はそれへの貢献）のレベルでは全体として問題は少ないものの、課題を抱える面もある。例えば、条約の国内実施の基礎となる条約規定の解釈において、時間の要因、すなわち時間の経過に伴う概念、規範内容、諸条件の変化への対応が十分ではない。これは、とりわけ予防的アプローチや生態系アプローチに関して、それ自身又はその具体的内容が明示されていない条約の解釈に関して当てはまる。そして、これは日本国内の条約実施措置における課題に繋がる。

第2に、上記β）（個別条約の目的との適合性又はその実現への貢献）に関しては、以下のように疑問を呈するあり方が散見される。条約の実施では、ある対応が締約国に許容される裁量の範囲内のものとして個別義務の不履行にはならないが、必ずしも条約目的や規定の趣旨にかなうとは限らない場合がある。そして、条約規定にそって一定の措置が国内法制度に導入されているところでも、その具体的な執行のための資源の不足や実務的なメカニズムの未整備により、条約目的に適合した現実の運用が技術的に危ぶまれる局面もある。これはIUU漁業に関する寄港国措置に当てはまる。また、条約の批准や加入の際に担保法を新規立法せず既存法令の運用や部分的改正で条約の実施を担保するところでは、当該条約の趣旨と既存の担保法の立法趣旨とが必ずしも適合しない、条約におけるアプローチや考え方が担保法で明示的にとりいれられていないなどの事情により、個別義務の不履行にはならずとも条約目的に照らした対応が現実には容易でない、又は、将来なにがしかの問題が生じる可能性があるだろうと、考えられる場面もある。これは、とくに予防的アプローチと生態系アプローチの適用について、領海・排他的経済水域・公海における一貫性欠如の問題や、漁業関連法に明文がないため行政刑罰で実効性確保が難しいことなどに現れている。また、例えばIUU漁業防止に関して、違法漁獲物の流通防止も、トレーサビリティ制度が未整備の現状では実務的に刑罰規定の適用が困難という問題もある。さらに、条約目的の実現に資する国際協力として締約国に認められた権限の行使に関して、消極性がみられる一必要な法令の改正をしない一局面もある。例えば、国連公海漁業協定では、国際協力の一環として締約国は公海上のIUU漁船を直接起訴・処罰できる旨の規定があるが、日本の国内法上はそのような権限の行使は想定されていない。以上の点は、条約その他の国際文書における規律事項のフレーミングが従来の国内法令におけるものとは異なっている、ただちに個別義務の不履行とならない又は問題とされるその他の国際文書の要請に部分的に答えられるのならば、国内法令をできるだけ改正しないままに対応しようとするあり方（ある種の「ミニマリズム」）と、連動するものだろう。

第3に、上記α）（生態系に配慮した持続可能な漁業という理念の実現への貢献）のレベルの評価として、以上の点とは別の課題もある。これは、とりわけ生態系アプローチ—多相的で文脈依存性が高く、その適用では一般に国家の裁量幅広い概念—の場合に該当する。生態系への配慮は、漁業資源管理に関連する基本法とそれを受けた行政計画や施策では理念の1つとされているが、具体的な管理措置では、国際法上の生態系アプローチの中心的要素にかかる課題への対処が組み込まれておらず、明示的な政策的位置づけが与えられていない。そして、これも、先に述べた国内法制度のフレーミングの問題に関わる。つまり、従来の国内法令のフレーミングを維持しつつその実施を追求するなかで、理念の中核にある要素の実現が危うくなる場合も見受けられることである。

以上のように、日本による受けとめは、一般に、条約上又は条約に基づき締約国が負う個別義務の履行確保、それも条約上の義務については条約締結時の法解釈を重視する「静態的な」法的形式主義の傾向が強い。そして、これと密接に関連して、条約の定める個別義務の履行が既存法の解釈や複数の法令の「パッチワーク的な」適用により確保されるのならば、条約が締約国の裁

量に委ねた部分については、条約の本来の趣旨・目的にかなわずとも、国内法制度における規律事項のフレーミングの変更なども含め新規立法や法改正はできる限り最小限にとどめるといった、ある種のミニマリストのアプローチもみられる。

② 日本による受けとめのあり方を支える要因と構造的な問題への対処に関する示唆： では、以上のあり方をもち国内の諸要因は何か、構造的な問題があるのか、あるとすればいかに対処すべきか。これらの点についても、学際的な視点を踏まえた多様な角度から、以下のように有益な示唆を得ることができた。

まず、日本の国内法体系のあり方、条約実施の担保法とされる漁業関連法の目的との齟齬、従来の漁業関連法には明記のない配慮、保護法益の整合性をめぐる問題などについて、法解釈論における対応の可能性と限界、法改正や法整備の意義を検討すべきことである。具体的には、日本の漁業法体系における独特の仕組み（みなし物権としての漁業権、法的性格につき議論の分かれる漁業協同組合、漁業調整委員会による漁場管理にかかる紛争処理など）及び従来の規制のあり方（漁業のインプットコントロール、科学的知見の取込みの義務付けなしなど）を踏まえ、UNCLOS 批准以降の国内法体系の変動（漁業関連法制及び環境法制）の含意と実際の運用を評価し、国際規範の内容に適合的な法解釈や法改正を論じることの必要性である。そして、違法漁業規制の実効性確保をめぐる議論では、行政刑罰をめぐる関連法の保護法益や刑事実務のあり方なども踏まえ、法改正や法整備を検討すべきことである。

次に、漁業資源の管理における複数の規制主体の並存と相互関係を前提に、従来のあり方（漁業者による自主的な資源管理を基本とする分権的かつ非統制的な構造）と、それに対するUNCLOS など国際規範の求める行政統制に基づく資源管理のあり方及び内閣主導による規制改革と直近の漁業法改正のインパクト、さらには逆に近年みられるボトムアップの動きの位置づけと評価の文脈で、水産行政をとらえることの必要性である。そして、これまでの日本の漁業外交における内政事情の過度の考慮と対応の遅れが、中長期的に日本漁業を窮地に追い込んできたとする評価や、今後その反復を回避するためには、国際法の受けとめの障壁となっている国内の諸要因に対処するべく、法学と政治学、さらには水産学も併せて学際的研究を推進していくことも重要であるとの知見を得た。

(2) 研究目的の達成度と今後の課題

本研究は、海洋生物資源の利用と保存に関する法を含む新たな国際法の形成を、また条約の解釈プロセスを通じた既存法における微妙で進化的かつ政策に導かれた変化を、伝統的な国内の法・政策体系及び統治構造（法・政策分野の区切りのあり方も含む）において、いかにして、達成すべき目的（生態系に配慮した持続可能な漁業の実現）に照らして合理的に一国際社会及び日本の国内社会の双方にとって一受けとめるか、について探求するものであった。本研究は、この問いに一定程度答えることができ、その成果は既に学会発表や複数の公刊図書・論文を通じて発表された。さらに、本研究期間を通じて進んでいた日本における水産政策の改革と、本研究期間の終盤に行われた漁業関連法の改正（2019 年末）についても、その全般的な意義については現時点で成果のとりまとめ中であり、いずれその内容は海外向けにも発表される。

このようにして、本研究はその目的に照らして十分な成果を上げることができたが、残された課題もある。例えば、以上の成果に対して行政実務家からは、日本による国際法の受けとめに関しては、日本漁業の特徴（魚種と漁法の多様性、同一魚種の多様な漁法の並存や地域のごとの多様性など）に基づいて複雑な考慮を要することに留意すべきとの指摘もある。また、日本では漁業の実施水域が多様（地先、沿岸、沖合及び遠洋を含む）であり、その法的根拠も規制のあり方も一律ではないが、国際規範の射程はいずれの漁業にも及ぶことについても、十分検討されるべきとの意見も出されている。以上を踏まえた精緻な議論は、将来に向けた研究課題となる。

加えて、マクロのレベルでは次の2つの視点が重要になるだろう。第1には、他国の状況との比較である。それにより日本の状況を相対化し、グローバル化の文脈で再評価することにより、日本の抱える課題の明確化と対処策の検討において、より一層有用な知見を得られるだろう。また、これは国際法の発展のあり方全体にかかる構造的な課題を明らかにすることにも繋がる。他国も日本と類似の状況を抱えているのなら、国際法の側になにがしかの課題があるともいえるからである。

第2には、他の分野との比較である。以上のあり方は漁業分野に特有なのか、それとも他の分野にも共通する面があるのか、どこが、どのように共通し、又は異なるのか、さらにその要因は何か、という問題である。この検討は、日本による国際法の受けとめ全体における一漁業分野にとどまらない一構造的な課題を明らかにし、巨視的かつ多角的な視点から、日本の抱える課題への有効な対処策を導くことにも繋がるからである。

(3) 研究成果にいたる研究活動の概要

① 研究会を通じた分析成果の検証・統合、外部講師招聘セミナーを通じた多角的知見の獲得：

研究期間6年間（延長した2年間も含む）に、合計11回の全体研究会・勉強会・セミナーを開催した。なお、それ以外に予定していた研究会／外部講師招聘セミナーは複数回、想定外の事故・事由（研究代表者の突然の入院・手術、コロナ感染症の蔓延等）により、中止を余儀なくされた。研究会の企画に当たっては、メンバーによる中間報告と討論、行政・その他の実務担当者／メンバー外の国内・海外の専門家による外部講師招聘セミナーを組み合わせ、多角的な知見

の獲得、実証分析成果の掘下げと統合作業を進めた。

- 1) 平成 28 (2016) 年度：研究会／外部講師招聘セミナー 3 回
 - ・先行研究レビュー，基礎概念・認識枠組・分析指標の構築（分担者の報告・全体討論）
 - ・メンバーによる中間報告・全体討論
 - ・外部講師招聘セミナー：水産庁職員（本庁），漁協職員，漁業者，漁業ガバナンス研究者（日本の大学研究者）
- 2) 平成 29 (2017) 年度：2 回（その他 1 回は研究代表者急遽入院・手術のため中止）
 - ・メンバーによる中間報告・全体討論
 - ・外部講師招聘セミナー／国際研究集会：漁業ガバナンス研究者（豪州大学研究者，台湾大学研究者），行政法研究者（日本の大学研究者）
- 3) 平成 30 (2018) 年度：3 回
 - ・メンバーによる中間報告・全体討論
 - ・外部講師招聘セミナー／国際研究集会：水産庁職員（本庁，北海道漁業調整事務所），水産科学研究者（水産研究・教育機構研究者），水産ガバナンス研究者（韓国大学研究者，韓国研究機関研究者）
- 4) 平成 31・令和元 (2019) 年度：1 回（その他 1 回はコロナのため中止）
 - ・メンバーによる中間報告・全体討論
 - ・外部講師招聘セミナー：混獲防止にかかる鳥類研究者（水産研究・教育機構研究者）
- 5) 令和 2 (2020) 年度（延長期間）：1 回（オンライン）
 - ・メンバーによる中間報告・全体討論
 - ・外部講師招聘セミナー：水産科学研究者（日本の大学研究者）
- 6) 令和 3 (2021) 年度（再延長期間）：1 回（オンライン）
 - ・メンバーによる成果報告・全体討論，研究成果のとりまとめ
 - ・外部講師招聘セミナー：水産経済学研究者，ジャーナリスト

② 関係機関・団体のヒヤリング，現地調査，関連ワークショップ・セミナー・シンポジウム出席による，多角的な最新情報・多様な知見の収集： 科学・技術の知見及び実務や現場の実態に関する理解を深めるため，研究期間を通じて，関係機関・団体のヒヤリング調査及び地域漁業に関する現地フィールド調査を行った。訪問・調査先は，水産庁（本庁，北海道漁業調整事務所），北海道庁・高知県庁・三重県庁，利尻町・利尻富士町・礼文町・羽幌町・天売島・焼尻島，北海道漁連，シーフード・レガシー等である。また，メンバーが手分けして，関連するさまざまな国内のワークショップ・セミナー・シンポジウムに出席し，多様な知見を収集し，多くの専門家と意見交換等を行った。

③ 海外調査，海外研究機関・研究者との連携： メンバーが分担して，海外の条約事務局等関連機関を訪問し，また分析・参照対象となる幾つかの国際漁業／科学機関（NPFC, ICCAT, WCPFC, ISC：International Scientific Committee 等）の定例会合，その他の国際会議・シンポジウムや国際学会（ISA：International Studies Association 等）に出席することを通じて，国際規範の発展や関連条約の実施に関する最新の動向を把握するとともに，中間成果の海外発表の機会等も得て，関連研究に携わる海外研究者と意見交換を行い，研究成果に反映させるよう努めた。さらに，他の漁業国との比較から一定の示唆を得るため，日本の隣国であり，国際規範の導入が相対的に進んでいるとされる韓国から 2 名、台湾から 1 名、豪州から 1 名の専門研究者を招いて国際研究集会を複数回開催し，活発な意見交換を行った。これを契機に，水産分野で実績のある韓国の政府系研究機関（KMI: Korean Maritime Institute）との連携が進んだ。

(4) 研究成果の発表・成果物の公刊

本研究の成果の発表・公刊は，以下の通りである。第 1 に，研究期間全体においてメンバーにより，学会等での口頭発表に加えて，多くの個別論文（後述）として刊行された。

第 2 に，本研究全体の統括的な中間成果の口頭発表として，とくに国際法・国際政治の専門研究者等と討論し研究の質を高めるため，連携研究者・研究協力者の参加も得て，「国際法学会 2018 年度（第 121 年次）研究大会」（札幌コンベンションセンター，2018 年 9 月 3～5 日）において，企画セッション（分科会 A（パネル）「グローバル化時代における海洋生物資源法の再検討—国際と国内法の法・政策の連関をめぐる学際的対話の試み」（企画責任者兼座長 児矢野マリ）を行った。さらに，その成果を踏まえて，共著書（児矢野マリ編『漁業資源管理の法と政策—持続可能な漁業に向けた国際法秩序と日本—』（信山社，2019 年）全 187 頁）を公刊した。これは 4 本の論文及び 4 つのコラム（国内法から 2 本，行政学から 1 本，国際政治学から 1 本，行政実務家から 1 本）から構成され，学際的な研究成果として高く評価された。

第 3 に，本研究の統括的な最終成果は，海外の有力な英文雑誌（Marine Policy）に，特集企画（Japan's Fisheries Law & Policy in the Context of Global Governance for Sustainable Fisheries）として多くの論文の形で発表されることになっている。現在，そのための執筆及び内部レビューの作業を，各メンバーは精力的に進めている。日本は主要な漁業国でありながら，国内の漁業法政策に関する海外への学術研究の発信が少ないとされており，この意味でも，本研究の成果は世界的に大きな意義があるだろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計50件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 9件）

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻
2. 論文標題 グローバル化時代における漁業資源管理の法と政策 日本による国際規範の受けとめとその課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 児矢野マリ【編】『漁業資源管理の法と政策 持続可能な漁業に向けた国際法秩序と日本』（信山社）	6. 最初と最後の頁 3 29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻
2. 論文標題 領土（陸域）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『現代地政学事典』編集委員会【編】『現代地政学事典』（丸善出版）	6. 最初と最後の頁 534 535
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻
2. 論文標題 国際環境法における手続的義務	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 西井正弘・鶴田順【編】『国際環境法講義』（有信堂高文社）	6. 最初と最後の頁 46 59
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻
2. 論文標題 国際環境法 基本判例・事件 「南極海における捕鯨」事件	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 西井正弘・鶴田順【編】『国際環境法講義』（有信堂高文社）	6. 最初と最後の頁 248 251
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鶴田順	4. 巻
2. 論文標題 日本における国際環境条約の実施 条約をふまえた国内法整備とその意義に焦点をあてて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 大久保規子・高村ゆかり・赤淵芳宏【編】『環境規制の現代的展開 大塚直先生還暦記念論文集』（法律文化社）	6. 最初と最後の頁 111 126
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鶴田順	4. 巻
2. 論文標題 IUU漁業対策としての寄港国措置 日本における寄港国措置協定の実施に焦点をあてて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 児矢野マリ【編】『漁業資源管理の法と政策 持続可能な漁業に向けた国際法秩序と日本』（信山社）	6. 最初と最後の頁 91 111
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鶴田順	4. 巻 2019年10月号
2. 論文標題 海のプラスチックごみに関する国際規範	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 環境管理	6. 最初と最後の頁 34 41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 堀口健夫	4. 巻
2. 論文標題 国際漁業管理における予防的アプローチ—マグロ類漁業条約における展開	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 大久保規子・高村ゆかり・赤淵芳宏【編】『環境規制の現代的展開 大塚直先生還暦記念論文集』（法律文化社）	6. 最初と最後の頁 96 110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 堀口健夫	4. 巻
2. 論文標題 予防的アプローチに照らした国際法上の海洋生物資源保存義務の発展と日本の国内実施 排他的経済水域における資源管理に焦点をあてて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 児矢野マリ【編】『漁業資源管理の法と政策 持続可能な漁業に向けた国際法秩序と日本』（信山社）	6. 最初と最後の頁 33 67
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤一頼	4. 巻 91巻10号
2. 論文標題 国際経済秩序の転換と立憲主義 危機の時代か変化の時機か	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 40 45
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島村健	4. 巻
2. 論文標題 環境規制と協定手法	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 大久保規子・高村ゆかり・赤淵芳宏・久保田泉【編】『環境規制の現代的展開 大塚直先生還暦記念論文集』（法律文化社）	6. 最初と最後の頁 173 187
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島村健	4. 巻 32号
2. 論文標題 国際的な環境利益の国内法による実現 環境条約の国内実施・再論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 73 116
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保はるか	4. 巻
2. 論文標題 行政学の観点から 漁業資源管理の構造と変化	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 児矢野マリ【編】『漁業資源管理の法と政策 持続可能な漁業に向けた国際法秩序と日本 』（信山社）	6. 最初と最後の頁 143 153
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大久保彩子	4. 巻
2. 論文標題 生態系アプローチに関する国際規範の発展と日本の国内実施	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 児矢野マリ【編】『漁業資源管理の法と政策 持続可能な漁業に向けた国際法秩序と日本 』（信山社）	6. 最初と最後の頁 69 89
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻
2. 論文標題 法的にみた日本の水産業の活性化の諸課題 利尻島・礼文島の事例から考える	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 八田達夫・NIRA総合研究開発機構【共編】『地方再生のための構造改革 独自の優位性を活かす戦略を』（時事通信社）	6. 最初と最後の頁 72 84
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鶴田順	4. 巻 105号
2. 論文標題 The Sea Shepherd Case of 2007-2008: Interferences with Japanese Vessels Whaling for “Researching” the Maritime Ecosystem	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 明治学院大学法学研究	6. 最初と最後の頁 195 213
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 鶴田順	4. 巻 106号
2. 論文標題 Japanese Measures against the Protection and Preservation of the Marine Environment under the UNCLOS and the IMO Treaties	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 明治学院大学法学研究	6. 最初と最後の頁 93 116
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 伊藤一頼	4. 巻 46巻7号
2. 論文標題 セーフガード調査における「事情の予見されなかった発展」と過剰生産能力問題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 985 992
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤一頼	4. 巻 765号
2. 論文標題 国際法と立憲主義 グローバルな憲法秩序を語ることは可能か	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 62 67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 ITO, Kazuyori	4. 巻
2. 論文標題 Fair is Foul, and Foul is Fair: The Mixed Character of Constitutionalism in the Global Economic Governance	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 SUAMI, Takao, KUMM, Mattias, PETERS, Anne & VANOVERBEKE, Dimitri (eds.), Global Constitutionalism from European and East Asian Perspectives (Cambridge University Press)	6. 最初と最後の頁 392 421
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1017/9781108264877.013	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 島村健	4. 巻 1518号
2. 論文標題 行審法による執行不停止決定に対する取消訴訟	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト臨時増刊「平成29年度重要判例解説」	6. 最初と最後の頁 38 39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島村健	4. 巻 28号
2. 論文標題 再生可能エネルギーと公物・環境法理論 送配電網の公共的性質に着目して	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 77 84
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻 23号
2. 論文標題 グローバル化時代における国際環境法の機能 国内法秩序の「変革・調整」による地球規模の「公的利益」の実現	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 60 70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 KOYANO, Mari	4. 巻
2. 論文標題 Revitalization of Japan's Fishing Industry: A Legal Perspective The Cases of Rishiri and Rebun Islands	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 HATTA, Tatuso (ed.), Economic Challenges Facing Japan's Regional Areas (Palgrave Macmillan)	6. 最初と最後の頁 51 64
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1007/978-981-10-7110-2_6	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 鶴田順	4. 巻 53巻5号
2. 論文標題 日中漁業協定の暫定措置水域等における海洋生物資源管理の現状と課題（上）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 環境管理	6. 最初と最後の頁 58 62
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鶴田順	4. 巻 53巻6号
2. 論文標題 日中漁業協定の暫定措置水域等における海洋生物資源管理の現状と課題（下）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 環境管理	6. 最初と最後の頁 95 99
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鶴田順	4. 巻 104号
2. 論文標題 Implementation of the United Nations Convention on the Law of the Sea in Japan	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 明治学院大学法学研究	6. 最初と最後の頁 287 313
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 伊藤一頼	4. 巻 444号
2. 論文標題 国際条約体制に正統性はあるのか 民主的正統性を超えて	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 133 139
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤一頼	4. 巻 23号
2. 論文標題 私的規範形成のグローバル化がもたらす正統性問題への対応 国内公法理論からの示唆に着目して	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 8 13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤一頼	4. 巻 153巻6号
2. 論文標題 公法分野における経済規制の国際的調和 私法統一との比較において	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 900 928
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻 Unit 06-B
2. 論文標題 法的にみた日本の水産業の活性化の諸課題 利尻島・礼文島の事例から考える	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 SPACE NIRA	6. 最初と最後の頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻
2. 論文標題 日本の捕鯨活動のなになが問題だったのか? 「南極海捕鯨事件」国際司法裁判所判決からの教訓	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 森川幸一・森肇志・岩月直樹・藤澤巖・北村朋史【編】『国際法で世界がわかる ニュースを読み解く32講』(岩波書店)	6. 最初と最後の頁 225 236
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 KOYANO, Mari	4. 巻 Unit 06-B
2. 論文標題 Challenges for the Revitalization of Japan 's Fishing Industry: A Legal Perspective	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 SPACE NIRA	6. 最初と最後の頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 児矢野マリ	4. 巻
2. 論文標題 国際環境法	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 柳原正治・森川幸一・兼原敦子【編著】『プラクティス国際法講義〔第3版〕』（信山社）	6. 最初と最後の頁 332 356
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鶴田順	4. 巻
2. 論文標題 日本における国連海洋法条約等の実施	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 鶴田順【編】『海賊対処法の研究』（有信堂高文社）	6. 最初と最後の頁 1 22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鶴田順	4. 巻
2. 論文標題 日中漁業協定の暫定措置水域等における海洋生物資源管理の現状と課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国際法研究会 (国際ルール検討グループ) 『平成28年度外務省外交・安全保障調査研究 インド太平洋における法の支配の課題と海洋安全保障『カントリー・プロファイル』研究報告』（日本国際問題研究所）	6. 最初と最後の頁 53 66
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 堀口健夫	4. 巻
2. 論文標題 中国による南沙諸島の埋め立ては違法？ 海や環境に関する国際法の観点から	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 森川幸一・森肇志・岩月直樹・藤澤巖・北村朋史【編】『国際法で世界がわかる ニュースを読み解く32講』（岩波書店）	6. 最初と最後の頁 155 167
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤一頼	4. 巻 432号
2. 論文標題 国連海洋法条約 漁業資源をどう利用し、どう守るか	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 138 144
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤一頼	4. 巻 45巻1号
2. 論文標題 TPPと「労働者の権利」 通商協定の下で国際化される労働問題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 66 72
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤一頼	4. 巻 438号
2. 論文標題 国際労働機関（ILO）憲章 社会に浸透する国際労働基準	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 113 119
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島村健	4. 巻
2. 論文標題 環境裁判例の動向	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 現代民事判例研究会【編】『民事判例13 2016年前期』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 48 56
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石井敦・真田康弘・児矢野マリ	4. 巻
2. 論文標題 「南極海捕鯨事件」国際司法裁判所判決	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 鶴田順【編】『海賊対処法の研究』（有信堂高文社）	6. 最初と最後の頁 140 142
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計21件（うち招待講演 7件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 鶴田順
2. 発表標題 条約の国内的実施による条約目的の実現 日本における環境条約の実施に焦点をあてて
3. 学会等名 国際法学会 2019年度（第122年次）研究大会 第1分科会「条約の国内的実施による法秩序の実現とその動態」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 鶴田順
2. 発表標題 海洋プラスチックごみ
3. 学会等名 国際法学会 第4回市民講座「海と国際法」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 島村健
2. 発表標題 環境条約の国内実施：国内法の観点から
3. 学会等名 第23回 環境法政策学会 シンポジウム「日本における環境条約の国内実施」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 久保はるか
2. 発表標題 各省審議会の機能と官邸との「距離」
3. 学会等名 2019年度 日本政治学会総会・研究大会 B3「行政機関の機能と官邸との「距離」」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 児矢野マリ
2. 発表標題 企画趣旨及び総論 本企画の目的・枠組・視点・基本概念等
3. 学会等名 国際法学会 2018年度（第121年次）研究大会 公募分科会A「グローバル化時代における海洋生物資源法の再検討 国際と国内間の法・政策の連関をめぐる学際的対話の試み」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 鶴田順
2. 発表標題 IUU漁業対策 日本における寄港国措置協定の実施に焦点をあてて
3. 学会等名 国際法学会 2018年度（第121年次）研究大会 公募分科会A「グローバル化時代における海洋生物資源法の再検討 国際と国内間の法・政策の連関をめぐる学際的対話の試み」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 堀口健夫
2. 発表標題 資源管理 予防的アプローチに基づく海洋生物資源保存義務の発展と日本の国内実施
3. 学会等名 国際法学会 2018年度（第121年次）研究大会 公募分科会A「グローバル化時代における海洋生物資源法の再検討 国際と国内間の法・政策の連関をめぐる学際的対話の試み」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 伊藤一頼
2. 発表標題 国際経済法における価値調整問題と「持続可能な発展」概念
3. 学会等名 世界法学会 2018年度研究大会 第一セッション「社会開発・環境保護・貿易投資における持続可能な発展」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 久保はるか
2. 発表標題 コメント
3. 学会等名 国際法学会 2018年度（第121年次）研究大会 公募分科会A「グローバル化時代における海洋生物資源法の再検討 国際と国内間の法・政策の連関をめぐる学際的対話の試み」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 大久保彩子
2. 発表標題 資源管理 生態系アプローチに関する国際規範の発展と日本の国内実施
3. 学会等名 国際法学会 2018年度（第121年次）研究大会 公募分科会A「グローバル化時代における海洋生物資源法の再検討 国際と国内間の法・政策の連関をめぐる学際的対話の試み」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 OKUBO, Ayako
2. 発表標題 MPAs and the Ecosystem Approach in Japan's Fisheries and Ocean Policy: Institutional Aspects
3. 学会等名 2018 Workshop on Marine Protected Areas (MPAs) in Korea, Japan, and the Antarctic (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 久保はるか
2. 発表標題 再考・条約の国内実施過程分析 地球環境保全に向けた諸アクターの分散型応答の影響
3. 学会等名 東京大学行政学研究会 (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 KOYANO, Mari, TAKAMURA, Yukari & TSURUTA, Jun
2. 発表標題 Japan's Implementation of Environmental Treaties: General Trends and a Case-study of Climate Change
3. 学会等名 Symposium: Challenging Climate Change: Legal Implications (招待講演)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 KOYANO, Mari
2. 発表標題 Is Transboundary Environmental Co-operation Based on Procedural Obligations Possible in the Asian Region? Gaps Between Asian Practice & "Global" Trends
3. 学会等名 The 2016 DILA International Conference: Resolution and Prevention of International Environmental Disputes (招待講演)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 KOYANO, Mari & ISHII, Atsushi
2. 発表標題 The Politics of Treaty Interpretation: An interdisciplinary study of the Whaling in the Antarctic case
3. 学会等名 International Studies Association's 58th Annual Convention: Understanding Change in World Politics (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 鶴田順
2. 発表標題 外国漁船の取締りに対する妨害行為への対応 日本国内法整備等に焦点をあてて
3. 学会等名 第3回 海洋法に関する国際シンポジウム「海洋法の20年の発展と新たな課題」(招待講演)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 鶴田順
2. 発表標題 IUU漁業対策としての寄港国措置について(1)
3. 学会等名 国際シンポジウム「違法漁業から水産資源・水産業を守る～欧米の対策紹介と日本の取組み～」(招待講演)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 堀口健夫
2. 発表標題 国際環境法による海洋科学調査の規律と予防原則：ロンドン海洋投棄条約体制と国際捕鯨条約体制の検討を中心に
3. 学会等名 第20回 環境法政策学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 伊藤一頼
2. 発表標題 公法分野における経済規制の国際的調和 私法統一との比較において
3. 学会等名 国際法学会2016年度（第119年次）研究大会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 児矢野マリ【編】	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 187 (1 187)
3. 書名 漁業資源管理の法と政策 持続可能な漁業に向けた国際法秩序と日本	

1. 著者名 鶴田順	4. 発行年 2019年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 148 (1 148)
3. 書名 国際法講義〔第2版〕 副読本	

1. 著者名 鶴田順	4. 発行年 2018年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 118 (1 118)
3. 書名 国際法講義 副読本	

〔産業財産権〕

〔その他〕

明治学院大学機関リポジトリ：明治学院大学法学研究
<http://hdl.handle.net/10723/00003458>
 明治学院大学機関リポジトリ：明治学院大学法学研究
https://meigaku.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=2867&item_no=1&page_id=13&block_id=21
 明治学院大学 研究者情報
<https://gyoseki.meijigakuin.ac.jp/mguhp/KgApp?kyoinId=ymdsgigkggy>
 明治学院大学機関リポジトリ：明治学院大学法学研究
http://repository.meijigakuin.ac.jp/dspace/bitstream/10723/3279/3/hougaku_104_287-313.pdf
 SPACE NIRA
<http://www.spacenira.com/columns/1929.html>
 SPACE NIRA
<http://www.spacenira.com/en/columns/2269.html>
 公益財団法人 日本国際問題研究所 研究報告
http://www2.jiia.or.jp/pdf/research/H28_International_Law/H28_International_Law_fulltext.pdf

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	鶴田 順 (TSURUTA Jun) (90524281)	明治学院大学・法学部・准教授 (32683)	
研究分担者	堀口 健夫 (HORIGUCHI Takeo) (10374175)	上智大学・法学部・教授 (32621)	
研究分担者	伊藤 一頼 (ITO Kazuyori) (00405143)	東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授 (12601)	
研究分担者	島村 健 (SHIMAMURA Takeshi) (50379492)	神戸大学・大学院法学研究科・教授 (14501)	
研究分担者	久保 はるか (KUBO Haruka) (50403217)	甲南大学・法学部・教授 (34506)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	石井 敦 (ISHII Atsushi) (30391064)	東北大学・東北アジア研究センター・准教授 (11301)	
研究分担者	大久保 彩子 (OKUBO Ayako) (40466868)	東海大学・海洋学部・准教授 (32644)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	阪口 功 (SAKAGUCHI Isao) (60406874)	学習院大学・法学部・教授 (32606)	
研究協力者	田中 良弘 (TANAKA Yoshihiro) (10766744)	立命館大学・法学部・教授 (34315)	
研究協力者	眞田 康弘 (SANADA Yasuhiro) (70572684)	早稲田大学・地域・地域間研究機構・客員主任研究員 (32689)	
研究協力者	太田 宏 (OHTA Hiroshi) (70288504)	早稲田大学・国際学術院・教授 (32689)	
研究協力者	松本 充郎 (MATSUMOTO Mitsuo) (70380300)	大阪大学・大学院国際公共政策研究科・准教授 (14401)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計3件

国際研究集会 韓国の漁業法・政策に関する国際セミナー	開催年 2019年～2019年
国際研究集会 豪州の漁業政策・漁業外交に関する国際ワークショップ	開催年 2017年～2017年
国際研究集会 台湾の漁業法・政策に関する国際セミナー	開催年 2017年～2017年

8．本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------